

KENPO
DAYORI

健保だより

西武健保ホームページからもご覧になれます。http://www.seibu-kenpo.or.jp

No.1026

2016.4.14

西武健康保険組合



「特定健康診査」受診のお願い

西武健保では、今年度も「特定健康診査」を実施いたします。
「特定健康診査受診券（以下、“受診券”）」が届いた方は、「特定健康診査」を実施している医療機関へ予約を入れ、必ず受診していただきますようお願い申し上げます。



「特定健康診査」ってなに？

“特定”という言葉が付くと、何か特別な健診のように思えますが、「生活習慣病予防の健診」のことです。

「特定健康診査」の対象者は？

40歳から74歳の方全員です。（任意継続者の方も対象です）

40歳～74歳の方は全員「特定健康診査」を受診しないといけないの？

いいえ、被保険者の方は会社が実施する定期健康診断を受診することにより「特定健康診査」を受診したことになりますので、受診する必要はありません。

どこで受けることができるの？

「特定健康診査」は多くの医療機関で受診することができます。もしかかりつけの医療機関がある場合は、まずはそちらにおたずねください。直接、西武健保にお問い合わせいただいても結構です。

どのくらい費用がかかるの？

費用は全額西武健保が負担いたしますので、無料です。

※ただし、医師の判断により追加で検査した部分については全額自己負担になります。



「特定健康診査」の結果によっては、2017年3月31日までに「特定保健指導」を受けていただく必要がございますので、受診券の有効期限にかかわらず、早めの受診（9月30日ごろまで）を心掛けていただきますようお願いいたします。

「年間医療費のお知らせ」を配付いたします

西武健保では、今年も「年間医療費のお知らせ」を配付いたします。（1年間医療機関を受診されなかった方には配付いたしません。また、国や地方自治体から公費負担医療受給者証の交付を受けている方の本人負担額は、実際の負担額と異なる場合があります）

この「年間医療費のお知らせ」、皆さんは活用されていらっしゃいますか？
中身をよく見ないまま放置していたり、すぐにゴミ箱行きになったりしていませんか？
実は「年間医療費のお知らせ」は情報満載。中身をよく見ないなんてモッタイナイ。
ぜひ、ご家族と一緒に「年間医療費のお知らせ」をご覧ください！

そもそも「医療費のお知らせ」って、何のために配られるの？

皆さまに健康や医療費に対する理解を深めていただくためです。
「医療費のお知らせ」には、2015年1月から2015年12月の自分と家族の受診状況（入院・通院・歯科・薬局）やかかった医療費、診療年月、利用日数が記載されています。つまり、そこから自分や家族の健康状態や支払った医療費が見えてきます。それを前年と比較することで、健康状態を維持できているのか、病状が悪化していないかなどを確認することができます。

また、記載されている診療日数や医療費に誤りがないか、医療機関から発行された領収書と照らし合わせ、医療費が適正に請求されているか確認していただくことも、「医療費のお知らせ」をお配りする目的です。



領収書や診療明細書なんて、すぐに捨てちゃうけど…。



医療機関からの領収書は、皆さまが医療費を支払った大切な証拠書類です。医療費の負担が1年間（1月から12月まで）、家族で10万円を超えれば、確定申告時の医療費控除の対象にもなります。健康管理や医療費の管理に活用することもできますので、必ず大切に保管しておきましょう。

「医療費のお知らせ」の記載内容に間違いがあった場合、どうしたらいいの？

間違いやご不明な点があれば、西武健保までご連絡ください。
西武健康保険組合：☎04-2926-3876



皆さまが病気やけがにより保険医療機関などの窓口で3,000円を支払った場合、一般的には10,000円の医療費がかかっています。残りの7,000円は、皆さまから納めていただいた健康保険料から支払われています。この貴重な健康保険料を有効に使うためにも、「年間医療費のお知らせ」に記載されている医療費と領収書の金額が一致しているか照らし合わせてみてください。

